(年金運用): 英国にみる積立基準と会計基準の収斂

英国の2004年年金法の積立基準では、①会計基準(IAS19または FRS17)による債務額、② 保険会社による債務引受(バイアウト)を想定した場合に支払うべき保険料、を掛金拠出計画が適正かどうかの判断基準に取り入れた。積立目標が明確になり、債務の金利リスクヘッジが容易になるなどのメリットがあり、日本への示唆も小さくはない。

英国ではこの数年、企業年金制度特に確定給付年金の後退が目立っている。図表1にあるように、民間企業年金制度が66,170あるうち、確定給付制度が12,960、確定拠出制度が53,210である。確定給付制度のうち、継続しているのはわずかに27%にすぎず、新入社員に対して閉鎖しているのが46%、現在の従業員への給付発生まで停止している凍結が18%、制度終了の手続きに入っているのが9%を占める。

図表1: 制度種類別にみた英国企業年金の状況

	継続(Open)		閉鎖(Closed)		凍結(Frozen)		終了(Winding up)		合計 (%)	
確定給付年金	3,460	(27)	5,920	(46)	2,350	(18)	1,230	(9)	12,960	(100)
確定拠出年金	33,770	(63)	13,470	(25)	3,390	(6)	2,590	(5)	53,210	(100)
合計	37,230	(56)	19,390	(29)	5,740	(9)	3,820	(6)	66,170	(100)

(注)閉鎖は新規加入を停止した制度。凍結はそれに加えて、既存加入者への新規給付発生を停止した制度。終了は過去勤務債務の支払債務を、Pension Protection Fund あるいは保険会社など第三者に移転した制度。

(出所) Office for National Statistics, Occupational Pension Schemes Annual Report (2006)

このような状況が続く中、最近になり確定給付年金の運営に影響を及ぼす新たな規制の変化があった。それは2004年年金法による積立基準の改正である。従来、確定給付年金を規制していたのは1995年年金法であった。しかし、2000年以降に増加した制度終了に際して、最低積立基準を満たしていても、加入者に給付を支払うことができない事例が少なからずみられた。その背景として、制度運営にあたる受託者(trustee)が過度に楽観的な株式のリターンを前提に用いて割引率を決定し、その結果債務を過小評価していたことが指摘された。

そこで、2004年年金法では、①積立基準の見直し、②終了した年金の給付を保証する年金保護基金(Pension Protection Fund)の創設、③受託者の役割の明確化、などの規定が盛り込まれた。ここで注目されるのが、新たな積立基準である。2004年年金法では給付支払のためにどの程度の積立額が必要かを計算し、それに足りるような掛金拠出を事業主に求める責任を受託者に負わせた。どの程度の積立資産が必要かは制度ごとに異なる(scheme specific)ことになる。

具体的には、受託者が年金数理人の助言を得て計算方式や基礎率を決定し、「技術的準備金」と呼ばれる年金債務を制度ごとに決定する。その上で、技術的準備金以上の積立資産を確保するための今後5年間の積立方針書を作成する。技術的準備金の計算方法や積立方針については、事業主の同意を得る必要がある。特に積立不足の場合には回復計画を作成し、監督機関である年金監督局に提出しなくてはならない。回復計画には制度の成熟度や加入者の年齢構成の他、事業主の事業計画や財務状況などの事情を反映させることが許されている。

ただし、回復計画に何らかの問題がある場合には、年金監督局が介入することがある。すなわち、①技術的準備金が企業会計上の債務額(国際会計基準 IAS19 または英国会計基準 FRS17 による)あるいは年金保護基金による保護対象となる債務の評価額よりも大幅に小さい、②回復計画の期間が10年を超える、③回復計画が著しく後ろ倒しである、④回復計画における資産運用などに関する計算の前提が現実的でない、場合には、年金監督局が回復計画を認めないことがある。

ここで注目されるのは、①のように企業会計における債務額を介入・指導の判断基準として採用 していることである。英国だけでなく、日本や米国でも会計基準と積立基準上の債務は異なるも のが使わる。積立基準では給付支払に足りるよう事業主の掛金拠出額を定める、企業会計基準で は投資家に企業の資産・債務状況を明らかにする、など両者の目的が異なるためである。

しかし、2004 年年金法の積立基準では会計基準による債務額を取り入れた。言うまでもなく、企業会計上の債務は、過去の勤務によって発生した将来の年金給付額を、平均的な給付までの期間と同じ償還期間の優良長期債の利回りによって割り引いた現在価値である。

同じく上述①の年金保護基金の保護対象となる債務の評価額とは、保険会社に年金債務を移転するために支払う必要のある保険料額を想定した額である。昨今、英国では企業年金の制度終了にあたって過去に発生した年金債務を、一定の対価(一時払保険料)を受け取って保険会社が引き受けるバイアウトが広がりつつある。このバイアウトの際の対価を年金保護基金が定めた、①割引率、②死亡率、③経費率、を使用して計算したのが上記の評価額である。出発点は企業会計上の債務と同じように将来の年金給付額を優良長期債の利回りによって割り引いた現在価値であるものの、保険会社の経費やリスクのバッファーを考慮するため、企業会計上の債務額より大きい。

このように、2004年年金法の積立基準の特徴の1つは、従来別々に考えられていた積立基準上の 債務評価額と企業会計上の債務額(割引現在価値)が収斂しつつあることである。上述のように その際に出発点となるのが、将来の給付を支払時期までの市場金利を使って割り引いた現在価値 である。現在価値の計算にあたり、企業会計基準では平均的な期間の債券利回り1本だけを割引 率に使うことになっている。しかし、現実にはイールドカーブを参照して期間ごとに異なる割引 率を適用している事業主も少なくないようである。

また、このように2つの債務額が現在価値をもとにした債務に収斂するなら、企業年金の制度運営上、2つのメリットがある。第1に積立目標が統一されることである。第2に債務評価額が年金給付額を足下の市場金利で割り引いた額であれば、金利スワップ取引によるヘッジが可能となる。従来のようにリスクプレミアムを上乗せした株式の期待リターンを割引率としたり、期間にかかわらず1本の金利を割引率とした場合には、債務額の変動をヘッジすることが難しい。しかし、期間毎の市場金利で割り引くなら金利変動リスクのヘッジは容易である。

実は積立基準のうち、年金制度が終了した際の非継続基準で積立目標となる債務額は、企業会計上の債務と非常に近い。その意味では両者が統一されてもおかしくない。上述のようなメリットがあることを考えると、日本でも今後、非継続基準に企業会計上の債務額を取り入れることは十分に検討に値するのではないか。 (臼杵 政治)